

議事2 県域水道一体化について

それでは議事に従いまして、県域水道一体化についてご説明します。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。資料につきましては、本年7月時点のものとなっておりますので、それぞれに（案）という文字が入っています。現在、これらはすべて決定しておりますので、その都度（案）の文字を消していただきますようお願いいたします。

時間の都合もございますので、本年の1月に市長から説明させていただいた内容等につきましては、一部省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

資料1 ページから4 ページは7月29日の協議会の概要となっております。内容につきましては、これから説明させていただく内容と重複しますので省略させていただきます。

5 ページをご覧ください。「奈良県広域水道企業団規約」でございます。本市におきましては、9月議会において、ご承認をいただいております。参加団体全ての議会と、最終10月8日に奈良県議会においてご承認をいただきました。これにより、本市の水道事業は令和7年4月から奈良県広域水道企業団に組織されることが決定いたしました。現在、県の設立準備事務局の方で、国に対し事業認可等の手続きを進めております。11月中に企業団を設立し、12月1日に設立式を行う予定となっております。資料にはございませんが、企業団に参入後の本市の執務体制について簡単にご説明します。職員につきましては、市長部局職員の身分を有したまま、企業団へ出向という形になります。職員数は現在の職員数を維持することを企業団と確認しております。執務場所は今まで通り、この場所及び豊井浄水場で執り行う予定です。企業団本部は田原本町の現健康づくりセンターになる予定です。

資料にお戻りいただいて、7 ページをご覧ください。奈良県広域水

道企業団基本計画でございます。これは、令和5年2月に発足した設立準備協議会に合わせて作成されたものを、それ以降の議論の内容を反映させた形で改正されたものです。先ほどの規約やこの基本計画の内容につきましては、31ページにあります基本計画附属資料に図表と共にまとめられておりますので、こちらでご説明します。

32ページから34ページにつきましては、奈良県の現状や一体化の基本方針等でございます。33ページをご覧ください。すでにご説明させていただいている内容ですが、一体化のメリットにつきましては、国や県の財政支援を活用し、施設等の更新を推進していくことや、単独経営に比べて将来の料金上昇が抑制される点が大きなものとなっております。その他は、本年1月に説明させていただいた内容になりますので、省略させていただきます。

35ページをご覧ください。意思決定に係る組織フレームでございます。こちらにつきましては、企業団への参画後も、各構成団体の意思をしっかりと運営に反映させるよう、並河市長が会議の場において、繰り返し意見を申し上げた部分でございます。

執行体制として、企業長は奈良県知事が務めます。副企業長は6名で、内訳は給水人口が多い2市である橿原市長、生駒市長が務めます。2名はその他の市長、2名は町村長が原則2年で輪番にて務めます。議決機関として企業団議会を設けます。定数は38名で、本市では市議会から2名の議員を選出させていただくことになります。

次に、協議体制として、全首長で構成される運営協議会を設けます。企業団に関わる重要案件につきましては、必ず、この運営協議会で協議することとなっております。協議すべき重要案件につきましては、恐れ入りますが10ページにお戻りください。基本計画の10ページです。上から3つ目の白丸、運営協議会の上から2つ目の中点に、協議すべき事項についての記載がございます。基本計画改定案、事業計画案、予算案、水道料金改定案、企業団規約改廃案、企業団の条例に関する事項、その他企業長が認める事項となっております。

恐れ入りますが、35ページにお戻りください。附属資料35ページ

です。

最後に、監査機関として2名の監査委員を置くこととしております。

次に36ページから38ページにつきましては、前回までに説明させていただいた内容になりますので、省略させていただきます。

39ページをお願いします。水道料金についてでございます。

一体化により、単独経営の場合よりも料金上昇は抑制される計算となっておりますが、大淀町については、その効果がみられませんので、別の料金体系となります。料金は5年ごとに総括原価方式により見直します。財政の健全性が保たれているかどうかにつきましては、収益的収支の黒字が確保されているかどうか、資金期末残高が給水収益相当以上確保されているかどうか、企業債残高が給水収益の3倍以内となっているか、で判断します。なお、この健全性については、毎年チェックし、たとえ5年の間であっても健全性が保たれない恐れがある場合は、料金改定を検討することとなっています。今後のシミュレーションにつきましては、44ページの右側の真ん中の表をご覧ください。赤のラインが供給単価でございます。シミュレーションとして、5年ごとに料金を改定していくこととなっています。

恐れ入りますが、39ページにお戻りください。基本的な考え方の上から3つ目の中点でございます。料金体系は、統合時に統一することを基本としておりますが、経過措置として、一体化による制度変更により単独経営の場合に比べ料金が高くなるご世帯につきましては、従前の体系で料金をいただくこととしております。つまり、令和7年4月以降は、企業団の料金体系による料金、従前の体系による料金、どちらか安い方を料金としていただくこととしております。この経過措置は原則5年間としております。

40ページに具体的な料金体系が記載されております。それぞれの構成団体に当てはめた場合を41ページに記載しております。一番左の上「月使用料10 m³の場合」「口径20 mmの場合」をご覧ください。一般家庭層を想定した一例です。少し細かくて恐縮ですが、本市は右から6番目、王寺町と御所市の間にあります。縦の青い線が現行の料金で、

横の赤い線が統一後の料金でございます。本市の料金は、一体化後、赤い線の水準となりますので、現行に比べて安くなります。他5つのグラフも同様となっております。ご覧いただいたとおり、本市においては、一般家庭層は概ね安くなる傾向にあります。一方、右側の中・大口需要層の想定の上側の月使用料300 m³の場合、口径40 mmの場合をご覧ください。本市は一番左側、構成団体の中では最安値となっております。ご覧のとおり、ほとんどの構成団体では、5年間の経過措置期間が終わると料金が上がることとなります。

この経過措置についても、並河市長が再三、会議の場で意見を申し上げた部分でございます。経過措置を設定すること自体についても意見を申し上げておりましたが、その5年の経過措置がなくなる場合においても、機械的に5年間で切るのではなく、大口需要家の中には、福祉関係の施設等で採算があまり見込めないところもあることや企業立地の問題等もあるため、その時の状況に合わせて、経過措置の在り方については議論すべきと申し上げました。県と構成団体との申し合わせとして、経過措置については「料金改定時において、全体の収益性等を踏まえて多角的に検討協議する」こととなりました。

42 ページから 44 ページにつきましては、時間の都合上、説明を省略させていただきます。後ほど、ご清覧下さいますようお願いいたします。

料金と同様、もうひとつ重要な論点であります老朽化対策について説明させていただきます。恐れ入りますが、14 ページにお戻りください。基本計画の 14 ページです。(3) 施設の老朽化対策の計画的な推進の上から二つ目の中点をご覧ください。「更新設備・耐震化対策の実施に当たっては、各企業団構成団体の更新実績の保証及び水道施設整備計画の尊重を前提」と記載があります。本市は、管路更新についても施設設備更新についても、それぞれ計画を備えておりますので、その計画が尊重される形となります。26 ページ、27 ページをご覧ください。まず、26 ページに管路の事業計画に対する予算配分が示されています。本市は上から3番目にあります。右へ見ていただくと、10年間で60億1千万円が割り当てられることとなっております。

令和7年度は4億円となっています。次に27ページをお願いします。こちらは施設設備の事業計画となっております。本市は上から3番目、10年間で21億3千万円が割り当てられます。令和7年度は5億3千万円となる予定です。

最後になりますが、下水道事業に関しても簡単にご説明させていただきます。

資料23ページをご覧ください。基本計画の23ページです。

8のその他の(1)に下水道事業の取扱いについて記載がございます。下水道事業については、企業団として行わないため、それぞれの市町村で行うこととなっております。ただし、下水道使用料につきましては、企業団が水道料金と一緒に徴収し、それぞれの構成団体に割り戻すという方法としています。各構成団体は、企業団に手数料を支払うこととしております。

資料にはございませんが、本市の下水道事業について、簡単にご説明します。下水道事業を行う下水道課は市長部局の建設部に配属される予定です。会計は、引き続き公営企業会計とします。執務場所は現行どおり本局の2階となります。細かい事務事業につきましては、市長部局の機構改革の部署と調整をしておるところでございます。

説明の方は以上でございます。

(5) 令和7年度以降の経営審議会について

令和7年度以降の本審議会の運営について、一点、委員の皆様にお願いがございます。これまで説明させていただいたとおり、来年4月以降は、上水部門は企業団に移行してしまいますが、引き続き、下水道部門は本市で担うこととなります。下水道事業についても、使用料減少による経営の困難性や耐震化の推進等、課題が山積している状況でございます。令和7年度以降も委員の皆様のご高見をいただきながら事業を推進していくために、本審議会は天理市上下水道事業経営審議会から天理市下水道経営審議会として存続して参りたいと考えております。本来は市長から委員の皆様をお願いをさせていただく予定で

したが、くれぐれも皆様によろしく願いするよう言付かっております。引き続きのお力添えいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議事3 令和5年度上下水道事業の財政状況について

それでは、議事の(3)「令和5年度上下水道事業の財政状況について」をご説明申し上げます。お手元の資料2をご覧ください。資料中の数値については、端数処理の都合上、決算書の数値と一致していない箇所があります。ご了承願います。

最初に、水道事業会計についてご説明申し上げます。1ページから12ページが水道事業会計の資料でございます。本市の水道事業は、天理ダムを水源とした豊井浄水場、井戸水を水源とした杣之内浄水場で自己水を製造することと奈良県から水道水を購入することでお客様へ水道水をご提供しています。

公営企業会計では、収益的収支と資本的収支に分かれています。まず、収益的収支からご説明します。2ページに収益的収支の具体的な項目について表にまとめています。収益的収支とは、水道事業の経営活動に伴い発生する収益と費用のことです。端的に申し上げますと、収益的収入は、水道水を買っていただいたこと等による収益で、収益的費用は、そのために必要となる費用となります。

3ページをご覧ください。令和5年度収益的収支のポイントについてご説明します。

1 水道事業収益についてですが、その合計は17億5,230万4千円となりました。そのうち給水収益は16億2,890万2千円で、水道料金が事業収入の93.0%を占めています。前年度と比べると493万2千円、割合でいうと0.4%減少しています。

2 水道事業費用についてですが、その合計は14億9,537万9千円となり、前年度と比べて2,049万6千円減少しました。昨今の物価高、人事異動による人件費の増加の影響で一部の費用が増加したものの、大規模修繕が無かったことや県営水道の受水量を削減したことによる受水費の減少等もあり、支出全体としては減少しています。

3 純損益についてですが、令和5年度は純利益として2億5,692万5千

円となり、前年度と比べて1, 556万4千円増加しました。純利益が増加することでインフラの更新財源が増加します。

続いて、4ページをご覧ください。供給単価と給水原価についてご説明申し上げます。供給単価とは、水道をご利用される皆様から水道料金としていただく水道水1 m³あたりの単価であり、令和5年度は232.99円となりました。給水原価とは、皆様にお届けした水道水1 m³を作るためにかかった費用の単価であり、令和5年度は197.31円となりました。前年度と比べて供給単価が増加し、給水原価が減少していることから純利益が増加していることが見て取れます。

次に、5ページをご覧ください。資本的収支をご説明申し上げます。資本的収支とは、サービスの提供を維持するために必要なインフラである管路や施設の更新等に要する建設改良費や、これら建設改良に要する資金として借り入れた企業債収入、その企業債の元金償還の支出などのことです。収入及び支出の各項目は表のとおりとなっています。

続いて、6ページをご覧ください。令和5年度資本的収支のポイントをまとめました。資本的収入の合計は4億199万9千円、資本的支出の合計は9億6,395万5千円となりました。支出は前年度と比べて4億4,009万4千円の増加となっていますが、主な要因は前年度からの繰越工事の増加によるものです。

7ページをご覧ください。収益的収支と資本的収支の関係の概要をまとめております。次に、8ページをご覧ください。収益的収入と支出の経年変化についてその内容をまとめておりますが、これらはグラフをご覧ください方がわかりやすいかと思しますので、9ページ、10ページでそれぞれご説明させていただきます。

まずは、9ページをご覧ください。収益的収支と資本的収支の関係についてご説明させていただきます。右側の四角で囲ってあります資本的収支をご覧ください。支出は、過去の水道インフラを整備したときに借りた企業債、いわゆる借金の元金償還が2億6,929万2千円、建設改良費が6億9,228万2千円で合計9億6,395万5千円でした。収入は4億199万9千円でした。青い点々で示している部分が資本的収入が資本的支出に不足している額に

なり、赤字で記載していますが5億6,195万6千円です。この不足額は、過去から令和5年度までの収益的収支から得られた内部留保資金で補てんし、収入と支出のバランスを取る必要があります。補てん財源の内訳につきましては、資本的収支の上の表に記載しているとおりです。

次に、この補てん財源がどのように生み出されるかをご説明します。左側の四角で囲ってあります収益的収支をご覧ください。収入は、そのほとんどが給水収益です。支出のうち減価償却費は、経年による資産価値の減少分を毎年度費用として計上しているもので、実際には現金として支出されず内部に留保されます。減価償却費と同様に現金支出を伴わない費用である固定資産除却費と合わせて矢印で示しておりますが、当年度損益勘定留保資金として補てん財源の一部となります。

収益的収入と収益的支出の差額が純利益となり、赤の破線で示していますが2億5,692万5千円となりました。この純利益から、過去に固定資産の取得のための財源として収入した補助金等を、毎年度減価償却費と同様に収益化する、現金収入を伴わない収入である長期前受金戻入を控除した1億4,710万1千円が未処分利益剰余金として補てん財源の一部になります。

このようにして、収益的収支から生み出された内部留保資金によって資本的収支の不足額を補てんするという関係が成り立っております。

続いて、10ページをご覧ください。収益的収入と支出の経年変化について図にまとめました。棒グラフで示しております収益的収入は年々減少しています。平成27年度と令和5年度を比較すると、5億3,505万4千円減少しています。そのうち水道料金だけで4億9,749万7千円減少しています。黒い折れ線で示しております収益的支出についても、年々減少しています。平成27年度と令和5年度を比較すると、4億6,075万4千円減少しています。棒グラフと黒い折れ線との差が純利益となります。そこから、棒グラフの黄色で示している長期前受金戻入を控除した額が、剰余金の処分を経て最終的に減債積立金となります。この減債積立金についても減少傾向にあり、平成27年度には1億8,794万8千円でしたが、令和5年度は1億4,710万1千円となっています。緑色の破線で示しております内部留保資金は、柚之内浄水場の更新工事が完了した令和2年度末には10億8,056万2千円まで

減少していましたが、令和5年度末では20億955万9千円まで増加しています。令和4年度及び令和5年度において内部留保資金が大幅に増加しているのは、工事財源を確保する目的で大口定期預金を取崩したことによるものです。

最後に、11ページと12ページは、損益計算書及び貸借対照表となっておりますのでご清覧下さい。

以上が水道事業会計の説明でございます。

次に、下水道事業会計についてご説明申し上げます。本市の下水道事業は、平野部では公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の2事業を行っており、本市独自の処理場を持たずに奈良県が管理している流域下水道へ汚水を流し処理する方式で運営しております。山間部では農業集落排水事業として本市独自の処理場4か所にて汚水を処理しています。また、雨水処理としては嘉幡町に雨水ポンプ場を設置し管理しています。

お手元の資料の13ページ以降が下水道事業会計の資料でございます。

公営企業会計のルールとしましては、水道事業会計と同様ですので一部割愛してご説明申し上げます。

14ページに収益的収支の具体的な項目について表にまとめています。

15ページをご覧ください。令和5年度収益的収支のポイントについてご説明します。

1 下水道事業収益についてですが、その合計は26億668万3千円となり、前年度と比べて146万2千円減少しました。

2 下水道事業費用についてですが、その合計は21億2,096万7千円となり、前年度と比べて4,691万4千円減少しました。主な減少要因は、支払利息や流域下水道維持管理負担金です。

3 純損益についてですが、令和5年度は純利益として4億8,571万6千円となり、前年度と比べて4,545万2千円増加しました。

16ページに、資本的収支の各項目を表にまとめています。

続いて、17ページをご覧ください。令和5年度資本的収支のポイントをまとめました。資本的収入の合計は3億7,582万2千円となりました。資本的支出の合計は15億9,712万9千円となりました。

18ページに収益的収支と資本的収支の関係の概要をまとめております。

次に、19ページに収益的収入と支出の経年変化についてその内容をまとめておりますが、これらは先ほどと同様にグラフをご覧いただく方がわかりやすいかと思っておりますので、20ページ、21ページでそれぞれ説明させていただきます。

これにつきましては、水道事業と同様の部分は説明を割愛させていただきまして、下水道事業特有の箇所をご説明させていただきます。

まずは、20ページをご覧ください。収益的収支と資本的収支の関係についてご説明させていただきます。右側の四角で囲っております資本的収支をご覧ください。支出は、企業債の元金償還が12億4,687万6千円、建設改良費が3億4,985万9千円、その他が39万4千円で合計15億9,712万9千円でした。収入は3億7,582万2千円でした。青い点々で示している部分に赤字で記載していますが、資本的収入が資本的支出に不足している額は12億2,130万7千円です。下水道事業では、収入が支出に不足している額が水道事業に比べて高額となっております。これは、過去に借りた企業債の残高が未だに88億円程度あり、その償還額が高額であることによるものです。この不足額の補てん財源の内訳につきましては、資本的収支の上の表に記載しているとおりです。

次に、この補てん財源のもととなる収益的収支の特徴についてご説明します。

左側の四角で囲っております収益的収支をご覧ください。収入につきましては、先ほどの水道事業と異なり、主な収入が他会計補助金と他会計負担金の合計である市の一般会計からの繰入金、それと下水道使用料の2本立てとなっております。水道事業会計では、事業収入の93.0%を水道料金が占めていますが、下水道使用料はわずか40.7%です。他会計補助金として一般会計から下水道事業会計に約11億円もの繰り入れがされていますが、その理由は、国が定めた基準に基づいた繰入金に加えて赤字補てん分の繰入金があるためです。赤字補てん分の繰入金は、本市の場合、山間部や人口密度の少ない地域、いわゆる採算が取りにくい地域にも市の施策として下水道の普及を推進してきたことに対する補てん措置でございます。

支出につきましても、水道事業と大きく異なる点として、流域下水道維持管理負担金という項目があります。これは、本市の下水を処理している県の浄化

センターへその費用を負担するためのものとなります。

続いて、21ページをご覧ください。収益的収入と支出の経年変化について図にまとめました。

棒グラフで示しております収益的収入は年々減少しています。平成27年度と令和5年度を比較すると、3億6,876万2千円減少しています。そのうち下水道使用料で1億6,579万4千円、繰入金で1億9,598万5千円減少しています。

黒い折れ線で示しております収益的支出についても、年々減少しています。平成27年度と令和5年度を比較すると、3億1,705万2千円減少しています。

棒グラフと黒い折れ線との差が純利益となります。そこから、棒グラフの黄色で示している長期前受金戻入を控除した額が最終的に減債積立金となりますが、こちらも減少傾向にあり、平成27年度には1億2,654万3千円でしたが、令和5年度は7,056万6千円となっています。

緑色の破線で示しております内部留保資金は、平成29年度までは横ばいでしたが、平成30年度から増加に転じ、令和5年度末では16億3,333万3千円まで増加しています。この理由としましては、平成30年度から毎年度、事業を行うにあたり企業債を発行しておりますが、借入時に元金償還開始までに一定の据置期間を設けていることで一時的に増加していることによるものです。

最後に22ページと23ページは、下水道事業の損益計算書及び貸借対照表を添付しておりますので、ご清覧下さい。

令和5年度上下水道事業の財政状況についてのご説明は、以上でございます。

議事4 下水道事業経営戦略の改定について

それでは、議事の（4）「下水道事業経営戦略の改定について」をご説明申し上げます。

お手元の資料3をご用意ください。

まず、恐れ入りますが、一部修正をお願いしたい箇所がございます。2ページ最後の行、「最新の経営成績に基づた」となっていますが、「最新の経営成績に基づいた」と修正をお願いいたします。

それでは、1ページをご覧ください。総務省は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を令和2年度までに策定率100%になるように要請を行いました。下の図をご覧ください。経営戦略のイメージといたしまして、長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定や長寿命化等による平準化等を考慮した「投資試算」とその財源を確保するための「財源試算」を行い、収入と支出が均衡となるよう調整した「投資・財政計画」を策定するものです。計画期間は基本10年以上とし、3年から5年ごとの見直しを行うものとされています。これに基づき、本市では令和3年3月に計画期間を令和2年度から令和11年度までの10年間とした「天理市水道事業経営戦略」と「天理市下水道事業経営戦略」を策定しました。

2ページをご覧ください。その後、令和4年1月の総務省通知で、令和7年度までに経営戦略の改定をするよう要請されました。本市では、水道事業は令和7年度から奈良県広域水道企業団に事業統合されますが、下水道事業につきましては、引き続き本市で事業運営を行っていくため、今年度中に経営戦略の改定が必須となります。加えて、令和2年3月の国土交通省通知では、経営指標の1つである経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載することが社会資本整備総合交付金の交付要件とされました。本市の下水道事業では、これまで事業費の財源として社会資本整備総合交付金を活用していますので、今回の「天理市下水道事業経営戦略」に経費回収率の向上に向けたロード

マップを組み込んでまいります。

ロードマップの説明の前に経費回収率についてご説明します。経費回収率とは、下水道使用料で回収すべき汚水処理の経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標です。経費回収率100%という基準は、公営企業の独立採算性の原則や汚水の原因者負担の理念からいえば、下水道事業を経営するうえで目指すべき基準であるといえます。経費回収率が100%以上になると汚水処理をするための費用は下水道使用料で賄えているといえます。公表されている直近のデータとして令和4年度県内12市の中で比較します。本市は96.2%と3番目に高く、最高で奈良市の114.7%、最小で葛城市の61.9%です。計画上、どれだけ100%に近づけられるか、近づけるにはどうすればよいか課題となりました。経費回収率の向上を図る直接的な手段としては、下水道使用料の値上げが考えられます。

しかし、下水道使用料の値上げは、3つの理由により市民の皆様からのご理解を得ることは現時点では難しいと考えます。

第1に、家庭用として一月20m³使用した場合の使用料を比較すると、県内12市の中で3番目に高いこと。第2に、資金残高が10年の間に急増すること。第3に、一般会計からの基準外繰入金に頼っているとはいえ見かけ上は収支均衡を図れていることといった理由です。そこで、下水道使用料の改定以外の手法で「ロードマップ」や「投資・財政計画」を策定しました。

3ページをご覧ください。こちらは、ロードマップや投資・財政計画を策定するにあたり収入や支出の将来推計をする際に盛り込んだ内容です。例えば、(1)収入の下水道使用料については、「国立社会保障・人口問題研究所」の最新の人口予測を考慮しています。その他の項目については、時間の都合上、読み上げを割愛させていただきます。

4ページ、経費回収率向上に向けたロードマップ案をご覧ください。結論から申し上げますと、経費回収率は令和5年度の95.74%から96%台以上という目標値とし、そのための取組みとして、経費抑制、投資の平準化、支払利息の削減を挙げています。表の業績指標の2行目経常収支比率とは、下水道使用料や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費などの費用をどの程度賄えているかを表す指標であり、100%以上となっていることが必要です。ロ

ードマップでは、計画年度にわたって100%以上を維持する計画となっています。表の業績指標3行目、基準外繰入金については、収支均衡となるため、つまり赤字にならないよう一般会計から繰り入れをしています。金額が小さいほど一般会計の負担が小さくなり健全であるといえます。基準外繰入金は令和5年度から令和16年度にかけて約1億円の削減としています。

次に5ページの収支予測をご覧ください。ここでのポイントは、資金残高を表す緑の棒グラフです。緑の棒グラフが急上昇していることが見て取れます。令和16年度には57.5億円となり、令和5年度と比べると約40億円増加します。この理由は、企業債残高を表す黄色の棒グラフが急減していることにあります。つまり、借金が減少したおかげでお金が貯まっていくということです。本市は、早くから下水道整備に着手した結果、他市より早くこの傾向が表面化しています。

次に6ページをご覧ください。「下水道の今後の事業展開と持続可能な経営について」です。今回の経営戦略における管渠及び施設の投資額については、下水道普及率が令和5年度末で99.8%となり概ね下水道整備が完了しているため、新規整備がなく老朽化対策に重点を置いた下水道ストックマネジメント計画に基づき推計しています。これからの本市の下水道事業の在り方としては、老朽化対策だけでなく、耐震化、雨水対策を実施することによって災害に強い下水道を実現するための新たな事業展開を検討する必要があります。今回の経営戦略に盛り込むには未確定の要素が多いため、次回の経営戦略の改定、3～5年後においては、持続可能な下水道経営を行い、新たな事業展開を踏まえた収支構造の見直し等により、投資・財政計画を策定する予定です。

なお、「投資・財政計画」は、7ページ以降に添付しています。収益的収支、資本的収支の令和3年度決算から令和16年度までの計画額を記載しており、この計画額から4ページのロードマップや5ページの収支予測を作成しています。後ほど、ご清覧ください。

以上が、経営戦略の一部である、ロードマップと投資・財政計画の説明となります。

経営戦略全体版につきましては、現在作成中であり令和6年度末までに完成する予定です。完成した経営戦略を各委員様に配付させていただきますので、

ご一読いただければと存じます。

経営戦略に絡めてもう一つ説明させていただきたいことがございます。本日、配付いたしました「上下水道耐震化計画に関する説明会」という資料です。これは、先ほどご説明いたしました耐震化ということにも関わることで、委員の皆様にご説明させていただきます。この資料は、国土交通省が上下水道の事業体に向けて行った説明会の資料です。

3ページをご覧ください。国土交通省では、能登半島地震での被害を受け、上下水道地震対策検討委員会を設置し、上下水道における今後の地震対策のあり方などを検討され、最終とりまとめを公表されました。

5ページをご覧ください。こちらは、検討委員会最終とりまとめ（案）概要となっていますが、現在は「案」がとれています。このうち、真ん中に記載されている「今後の地震対策」のうち1つ目の「上下水道システムの急所となる施設の耐震化」、2つ目の「避難所など重要施設に係る重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化」について説明させていただきます。

6ページをご覧ください。上下水道システムの点検結果に基づき上下水道管の耐震化を早急に進めるよう、また、全ての自治体において今年度中に上下水道耐震化計画の策定を完了するよう岸田前総理から発言がありました。

続いて10ページをご覧ください。国土交通省からの通知、「上下水道耐震化計画の策定について」でございます。

11ページをご覧ください。通知の続きです。策定期限は令和7年1月末までとなっています。また、計画期間については、原則、令和7年度から5年程度となっています。

12ページをご覧ください。「上下水道耐震計画の策定について」でございます。この図で上下一体の耐震化を説明します。図にありますように、青色は上水道、オレンジ色は下水道を表します。一番右の赤い二重丸は避難所などの重要施設です。急所施設や避難所などに接続する管路等を耐震化することで、取水した水は、浄水場などを經由して無事避難所等に配水され、避難所で発生した汚水を下水処理場まで流すことができ、避難所等の上下水道機能を保つことができると想定されています。急所施設とは、その施設の機能が失えばシステム全体が機能を失う最重要施設です。

16ページをご覧ください。16ページから23ページは上下水道耐震化計画の様式と記載例となっております。内容としては、避難所等の重要施設の設定、急所施設の能力、耐震化率、管路延長や各管路施設の耐震化目標年度などを記載することになっています。計画期間は、原則、令和7年度から5年程度とし、計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、耐震化完了時期を記載するとされています。

24ページをご覧ください。上下水道一体となった計画を策定する必要があると申し上げましたが、令和7年4月から水道と下水道の組織が別となります。例①で示されているように、○市は「奈良県」、△町は「天理市」と読み替えていただき、上水道については奈良県広域水道企業団が、下水道については本市がそれぞれ策定することになると思われませんが、念のために国に確認しているところです。

26ページから27ページにかけて上下水道施設の耐震化に関する補助金や交付金が記載されていますが、今のところ、国土交通省の概算要求の段階であり、補助要件など詳しいことは不明です。現在、計画を策定するにあたり、国土交通省に多くの自治体が質問をしているようですが、本日現在で回答はまだ示されていません。今後、国からの回答をもって企業団と連携しながら策定してまいります。

本市の耐震化の現状は、上水道につきましては、避難所などに接続する給水管は補助事業として計画的に進めているところです。下水道事業については、先ほどストックマネジメント計画に基づいて整備をしていると説明させていただきました。この整備の手法は、端的に申し上げれば、老朽化による道路陥没などのリスクが高いものから優先的に整備をしているため、避難所などから1本につながったものとして整備をしていません。そのため、改めて国の考え方に基づいた整備が必要になってまいります。

最後になりますが、今後、策定いたします「上下水道耐震化計画」も委員の皆様へ配付させていただく予定ですので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

以上を持ちまして、下水道事業経営戦略の改定についての説明といたします。

議事5 令和7年度以降の経営審議会について

令和7年度以降の本審議会の運営について、1点、委員の皆様にお願いがございます。これまで説明させていただいたとおり、来年4月以降は、上水部門は企業団に移行してしまいますが、引き続き下水道部門は本市で担うこととなります。下水道事業についても、使用料減少による経営の困難性や耐震化の推進等、課題が山積している状況でございます。令和7年度以降も委員の皆様のご高見をいただきながら事業を推進していくために、本審議会は天理市上下水道事業経営審議会から天理市下水道経営審議会として存続して参りたいと考えております。本来は市長から委員の皆様をお願いをさせていただく予定でしたが、くれぐれも皆様によりしくお願いするよう言付かっております。引き続きのお力添えいただきますようよろしくお願い申し上げます。